

広島県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
有限会社Q		三原市円一町三丁目一〇番地一	ヘルパーステーションQ	三原市円一町三丁目一〇番地一	訪問介護	訪問介護	平成二五年四月三〇日
社会福祉法人芸北福祉会		山県郡安芸太田町下筒賀八二一番地	寿光園短期入所生活介護事業所	山県郡安芸太田町下筒賀八二一番地	短期入所生活介護	短期入所生活介護	平成二五年四月三〇日